

☆ リーフレット紹介 ☆

福島原発事故がもたらした深刻な土壌汚染

避難区域以外の福島市などでも、チェルノブイリ事故の「移住の権利区域」に相当

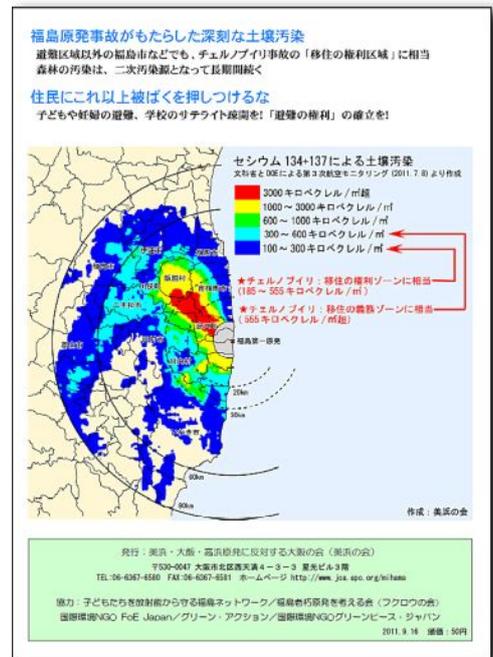
福島原発事故は、広範な地域に、放射能による深刻な土壌汚染をもたらした。国・東電の責任を追及し、避難の権利を求めていくためにも、土壌汚染の深刻さをできる限りわかりやすい形で広めていきたいと考えている。そのため、美浜の会は、リーフレット「福島原発事故がもたらした深刻な土壌汚染」を9月16日に発行した。作成には、子どもたちを放射能から守る福島ネットワーク、フクロウの会、FoE Japan、グリーン・アクション、グリーンピース・ジャパンの五団体から協力をいただいた。

このリーフレットでは、まず、福島県における土壌汚染の状況をチェルノブイリ事故との関係から明らかにしようとしている。リーフ1頁目の図(右図)は、文科省と米エネルギー省による航空機モニタリングの結果をもとに作成したものである。リーフでは、7月8日時点での政府資料に基づいているが、チェルノブイリ事故の「移住の義務ゾーン」「移住の権利ゾーン」に相当する土壌汚染が、20km～30km圏をはるかに超え、福島市や郡山市にまで広がっていることが分かる。チェルノブイリ事故の基準をそのまま適用するのであれば、福島市や二本松市、郡山市といった県中通り地区の多くは住民避難の必要がある地域と認定されなければならない。

その後、FoE Japan とフクロウの会は9月14日に福島市渡利地区で土壌汚染の調査を実施した。その結果が10月4日に明らかになった。驚くべきことに、調査した5箇所のうち4箇所、チェルノブイリ事故で最も厳しい「特別規制ゾーン」(1480kBq/m²以上)に匹敵する土壌汚染が確認されている。渡利地区では、従来から非常に高い空間線量率が確認されており、渡利地区の住民は避難を求めて声をあげ始めている。しかし、原子力災害現地対策本部や福島県による詳細調査は線量測定だけで、土壌汚染の状況は調べていない。国は深刻な渡利地区の土壌汚染の現状を踏まえ、渡利地区全体を避難地区として認定すべきだ。

また、リーフレットでは、チェルノブイリ事故後、スウェーデンで実施された大規模な疫学調査を紹介し、その調査結果からすれば、福島県だけでなく、周辺の宮城、山形、栃木、茨城の広範な地域で今後、ガン発生率が上昇する危険性があることについても紹介している。

さらに、福島県の面積の70%は森林であり、その森林部分が汚染されていることが今回の特徴である。広大な森林地帯の除染はほとんど不可能である。そのため、居住地域を除染しても、森林から風によって、あるいは流れ下る水を通じて放射能は平地に運ばれる。森林が二次汚染源となって汚染を長期化させるのである。リーフレットでは、この問題についても、地形図と汚染マップを重ねあわせた図を使って紹介している。ぜひ、活用を。



カラー印刷版(A3両面2つ折り)は、一部頒価50円。注文はFAXかメールで美浜の会まで。

FAX: 06-6367-6581 メール mihama@jca.apc.org

PDF版は美浜の会のHPからダウンロードできます。